

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第96号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表(1)の項中「京都市二条駅南自転車駐車場」の右に「京都市東寺駅自転車等駐車場」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(建設局道路部放置車両対策課)